海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	MHS-V-46008-17
名称	航空機定期修理共通仕様書	長官承認年月日	
		作成年月日	44. 3. 5
		改正年月日	14. 8. 2
		単位	機
		補給本部航空機部航空機整備課	

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は，海上自衛隊の航空機の定期修理について適用する。

1.2 定期修理の種類

a) ＰＡＲ

b) 定期特別修理

1.3 定期修理の内容

a) 基本作業

b) 変動作業

1.4 引用文書等 この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書の規定する範囲内において仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.4.1 引用文書

a) 規格

MIL-STD-1247 MARKINGS, FUNCTIONS AND HAZARD DESIGNATOIN OF HOSE, PIPE, AND TUBE LINES FOR AIRCRAFT MISSILE, AND SPACE

MIL-C-8779 COLOR, INTERIOR, AIRCRAFT, REQUIREMENTS FOR

MIL-C-18263 COLORS, EXTERIOR, NAVAL AIRCRAFT: REQIREMENTS FOR

MIL-C-81907 COATING SYSTEM, POLYURETHANE, ALIPHATIC, WEATHER RESISTANT: PROCESS FOR APPLICATION OF

MIL-F-7179 FINISHES, COATING, AND SEALANTS, FOR THE PROTECTION OF AEROSPACE WEAPONS SYSTEMS

MIL-S-5002 SURFACE TREATMENTS AND INORGANIC COATINGS FOR METAL SURFACES OF WEAPONS OF WEAPONS SYSTEMS

MIL-W-5088 WIRING, AEROSPACE VEHICLE

b) 仕様書

DSP Z 9000 品質管理適用仕様書

MHP-V-51028 航空機部品（国産）共通仕様書

MHP-V-62010 航空機部品包装共通仕様書

MHS-J-30701 航空機搭載電子機器定期修理共通仕様書

M2S-V-30021 航空機等業者負担部品等共通仕様書

c) 法令等

装備品等の製造設備の認定に関する訓令（防衛庁訓令第４４号。50.9.27）

海上自衛隊の使用する航空機の分類等及び塗粧標準等に関する達（海自達第１１９号。37.12.24）

海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（海自達第７３号。42.12.12）

航空機等整備基準（海幕装備第５６２２号。10.12.8）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第５０９号別冊。13.3.30）

航空補給処における補給手続き（空補処補管第１４８号。14.3.29）

航空機の製造又は整備に使用する航空機燃料の航空機燃料税法上の取扱いに関する事務処理（契本管４第５５号。13.1.6）

航空機等役務請負契約における専用治工具（契本管４第６０号。13.1.6）

d) 技術文書等

非破壊検査要領取扱説明書（１０類１Ｔ第０００１号。57.11.9）

一般修理取扱説明書（１０類１Ｔ第０００２号。57.11.9）

航空機構造用部品取扱説明書（１０類１Ｔ第０００３号。59.5.21）

航空油圧取扱説明書（１０類１Ｔ第２１９号。50.8.20）

航空機の洗浄及びコロージョンコントロール取扱説明書（１０類１Ｔ第０００５号。10.3.31）

航空機エンジンの防せい要領取扱説明書（１０類２Ｔ第６４７号。10.9.30）

航空機防せい要領説明書（１０類１Ｔ第０００４号。9.3.21）

NA-01-1A-12 AIRCRAFT REPAIR FABRICATION MAINT AND REPAIR OF TRANSPARENT HANDBOOK

NA-01-1A-17 AVIATION HYDRAULICS MANUAL

NA-01-1A-20 AVIATION HOSE & TUBE MANUAL ORGAN INTER & DEPOT MAINT VARIOUS AIRCRAFT

NA-01-1A-503 MAINT OF AERONAUTICAL ANTIFRICTION BEARINGS

NA-01-1A-505 AIRCRAFT ELECTRIC & ELECTRONIC WIRING INSTALLATION PRACTICES

1.4.2　関連文書

a)　仕様書

MHP-V-51030　航空機部品（輸入）共通仕様書

MHP-V-56016　航空機等輸入品検査共通仕様書

b)　法令等

航空機等整備規則（海自達第３１号。10.12.2）

航空機等整備実施要領（補本装航第８９号。10.12.8）

信頼性管理実施要領（補本装航第９１号。10.12.8）

形態管理実施要領（補本装航第９２号。10.12.8）

航空機等及び航空武器等の技術刊行物の管理実施要領（補本装航第９３号。10.12.8）

1.5　用語の定義

a)　ＰＡＲ（PROGRESSIVE AIRCRAFT REWORK）　航空機等の信頼性データ等に基づき，航空機の使用態様に応じ，部隊等で整備できない機体の修理，交換，調整，改修，検査，試験等を行う作業。

b)　定期特別修理　特定の航空機に対して所定の周期に実施する修理であって，定められた整備によって良好な作動状態を保持するために必要な作業。

c)　基本作業　個々の航空機について基本的，共通的に行う作業。ただし，第２種技術変更提案を含むもの。

d)　変動作業　基本作業に含まれない作業。

1.6　標準作業期間　定期修理の標準作業期間は，機種別共通仕様書又は個別仕様書に示される。

2.　役務に関する要求

2.1　基本作業

a)　機体等関係

引渡し，検査，洗浄，分解，小修理，軽微な部品製作，保管，組立，調整，塗装，表面処理，給油，試験，検査立会い，受渡し及び第２種技術変更提案による作業等。ただし，部隊で実施する機体，エンジン等の定期検査項目は，特に指示する場合を除き行わないものとする。

b)　電子機器，武器関係

受入れ，取外し返納，交話機等のチェック・アンド・リペア，取外さない機器等の検査，小修理，保管，官給機器等の受領，取付け，調整，検査，検査立会い等。

2.2　変動作業

a) 検査の結果，簡単な修理を必要と認めたもので，部隊修理不可能又は定期修理後はできない場所にある不具合及び取卸し，交換が計画されていない部品等の不具合で工程上，又は経済的に，この定期修理で修理した方が有利であると判断される修理作業。ただし，監督官の確認を得て行うものとする。

b) 検査の結果，相当な修理を必要と認めた作業。ただし，緊急を要する場合を除き，順序を経て契約担当官等の承認を得て行うものとする。

c) 個別仕様書に指示する改修指示書による改修。

d) 空輸準備終了後１０日を越える空輸待ち航空機の整備，保全作業。

e) 官給品遅延又は不具合その他によって必要となった追加作業。

f) 天災地変等に対処するため特に必要な作業。

g) 支部長等の指示による技術調査，特令検査等に伴う作業。

h) 電子機器及び武器の性能維持のために必要な作業。

i) その他，特に必要と認めた作業。ただし，監督官の確認を得て行うものとする。

2.3 専用治工具等 修理に必要な専用治工具等の準備は，契本管４第６０号によるものとする。

2.4 部品材料等 部品材料等はM2S-V-30021によるものとする。

2.5 官給品及び貸付品

2.5.1 官給品

a) 官給品の引渡し場所は，原則として契約の相手方の工場とする。

b) 契約の相手方は，官給品に不具合を発見した場合には，不符合（異常）の報告を官給元の補給部隊に行い，処理については，官給元の補給部隊又は当該物品の契約担当職員の指示によるものとする。ただし，変動作業による製作又は修理を指示された場合には，監督官の指示するところによる。

c) 機体取外し品の処置は，航空補給処における補給手続きによる。

d) 官給品の返還は，原則として監督官の指示によって官給を受けた場所において官給元の補給部隊に返還するものとし，返還に当たっては，次の定めるところによる。

1) 官給品のうち使用可能品（航空燃料を除く。）は，原則としてMHP-V-62010の定めるところによって包装等を行うものとする。

なお，返還時の指定容器及び梱包箱は，原則として官給時使用されたものを使用するものとし，梱包のための補修資材等は契約の相手方の負担とする。ただし，定期修理のため，官に引き渡す電子機器及び武器については，附属書２ 電子機器，武器関係作業実施要領に定めると

ころによる。

2) 要修理品は，所要の防せい処理を行い，航空補給処等まで輸送に耐える包装を行うものとする。

2.5.2 貸付品

a) 貸付品は，個別仕様書に定め，契約の相手方の工場渡しとし，貸付けの申請の手続きは補本装補第５０９号別冊の定めるところによる。

b) 貸付品の返還は，原則として監督官の指示によって貸付けを受けた場所において使用可能の状態とし，かつMHP-V-62010の定めるところによって包装等を行い，貸付元の補給部隊等に返還するものとする。

2.6 燃料，潤滑油，作動油等

a) 試験，検査及び空輸に必要な燃料は，官給を原則とし，潤滑油，作動油等は契約の相手方の負担とする。

b) 航空機の受入検査後，残留燃料，潤滑油，作動油等（以下，燃料等という。）を排出し，燃料については汚損しないように保管し，その後の処置については，燃料等の官給を実施する部隊の指示に従うものとする。燃料以外の排出した油は，すべて廃棄するものとする。

c) 契約の相手方は，航空機の社内飛行試験等及び官の行う飛行試験等に使用する燃料の積込み又は取卸しについては，契本管４第５５号による。

2.7 防せい 保管に必要な防せい処置は，海幕装備第５６２２号によるものとする。

2.8 航空機の引渡し・受渡し

a) 引渡し及び受渡し場所は契約の相手方の工場とする。

b) 引渡し及び受渡しの手続きは，昭和４２年海上自衛隊達第７３号によるものとする。

2.9 技術変更提案等 技術変更提案及び技術刊行物改定要求等は，海幕装備第５６２２号によるものとする。

2.10 提出書類等

a) 補本装補第５０９号別冊に定められたもののほか，表１による書類を監督官の確認を得た後，提出する。

表１　提出書類

項目	名称	提出時期	提出先及び部数			
			海幕航空機課	補給本部	航空補給処	所属部隊
1	完成検査成績書	航空機受渡し後１５日以内		1		1
2	改修等指示及び技術変更提案実施記録	〃		1		1
3	返品書，材料使用明細書	航空機最終号機受渡し後３０日以内		1	1	
4	電子機器，武器装備図（変更分）	航空機受渡し後１５日以内	1	1		1
5	航空機等修理記録（H票）改修実施記録（K票）	航空機受渡し後３０日以内		1		
6	機器記録／移動記録（D票）	航空機受渡し時				1

b)　定期修理が完了した航空機の航空機来歴簿，搭載装備品来歴簿，装備品来歴票，航空機装備品目録等は，所要事項を記入し，完成検査官又は監督官の確認を得た後，海上自衛隊の空輸員に渡すものとする。

c)　海幕装備第５６２２号によって，航空機等不具合通知を提出する。

3.　実施要領　契約の相手方は，次に示す実施要領，機種別共通仕様書及び個別仕様書に基づき，標準作業手順書等を作成し，監督官の確認を得た後，これによって定期修理を行うものとする。

a)　附属書１　機体定期修理実施要領

b)　附属書２　電子機器，武器関係作業実施要領

4.　品質保証

4.1　品質管理　品質管理は，DSP Z 9000によるものとし，要求する品質管理は，2.2を選択する。

4.2　認定　認定は，防衛庁訓令第４４号の定めるところによる。

4.3　初回試験　契約の相手方は初回試験を実施する場合は，MHP-V-51028 に基づき実施する。

4.4　官の実施する監督及び検査　契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。ただし，最終組立及び飛行試験については，直接又は立会いによって品質の確認を行う。

5. その他の指示

5.1 技術役務の提供 契約の相手方は,航空機等に対する次の技術役務等の提供を行うものとする。

a) 海幕装備第５６２２号に定める航空機等不具合通知の提出。

b) 海幕装備第５６２２号に定める技術変更提案の提出。

c) 支部長等の指示又は承認によって，次の事項によって作業を実施し，作成資料等は必要に応じ，契約本部を通じ，要求元あてに提出する。

1) 定期修理中の航空機等の不具合事項に関する技術処置。

2) 部隊運用中の航空機等の不具合事項（航空機等不具合通知等を含む。）及び取扱整備についての技術資料の収集及び対策の検討並び技術活動。

3) 技術的調査事項に対する調査検討及び技術資料の入手。

4) 代用材料及び代用部品の技術検討。

5) 取扱整備に関して部隊等からの派遣隊員に対する技術指導。

6) 現地技術役務に伴う社内活動。

附則

この仕様書は，平成１４年度国債契約以降適用する。

附属書1　機体定期修理実施要領

目　　次

１．総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２．航空機の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２．１　受入れ作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２．２　特令検査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３．機体等の防せい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３．１　機体の防せい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３．２　エンジンの防せい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３．３　部品の防せい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
４．燃料等の抜取り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
５．航空機の分解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
５．１　分解の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
５．２　分解検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
６．航空機の洗浄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
６．１　洗浄及び塗装のはく離・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
６．２　洗浄後の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
７．修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
７．１　実施に関する一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
７．２　各部の作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
８．航空機の組立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
９．組立後の作動試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
１０．航空機の仕上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
１１．飛行試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
１２．空輸準備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

1. 総則　航空機の機体修理は，海幕装備第５６２２号に準拠し，この要領によって実施する。

2. 航空機の受入れ

2.1　受入れ作業

a) 受入れ点検

契約の相手方の工場に搬入された航空機は，所定の場所で部隊からの航空機の現状通知等を参照し，航空機全体の状態を点検して航空機装備品目録と対比し，監督官の確認を得る。

b) 地上試運転及び作動試験

エンジンの目視点検及び受入れ試運転を行い，同時に可能な範囲で機体及び搭載機器（電子機器及び武器を除く。）の作動試験を行う。

c) 改修等実施状況の点検

改修等の技術変更事項について，実施状況を点検する。

2.1　特令検査等　契約の相手方の工場に搬入された航空機に対し，支部長等の指示により，特令検査，技術調査等を実施する。

3. 機体等の防せい

3.1　機体の防せい　機体の防せいは，海幕装備第５６２２号によるほか，１０類１Ｔ第０００４号による。

3.2　エンジンの防せい　取外したエンジンの防せいは，１０類２Ｔ第６４７号及びそれぞれのエンジンの技術刊行物に従って実施する。

3.3　部品の防せい　部品の防せいは，補本装補第５０９号別冊による。

4. 燃料等の抜取り　燃料，潤滑油，作動油等は機体から抜取り，燃料抜取り後は，タンク内残留ガスを排除し，作業上の危険防止を行わねばならない。

5. 航空機の分解

5.1　分解の範囲　機種別共通仕様書又は個別仕様書に示すとおりとする。ただし，損傷，腐食等の疑いに対する検査，修理，改修等のため，必要な場合は監督官の確認を得て，この範囲を越えて分解することができる。

5.2　分解検査　分解工程における検査は，次の各項に重点を置き実施する。

a) 飛行安全に直接関係のある翼及び駆動装置取付け部の亀裂，摩耗，腐食等。

b) 操縦装置等の緩み，損傷，摩耗，腐食等。

c) 各種取付け金具，ベアリング，ボルト，ボルト孔の歪み，延び，腐食等。

d) 支柱，隔壁等構造部分の歪み，わん曲，オーバーストレス及び故障の兆候の有無等。

6. 航空機の洗浄

6.1 洗浄及び塗装のはく離

a) 外面及び接近できる内面，機器，装備等は，１０類１Ｔ第０００５号及びその航空機の技術刊行物に定められている材料と方法を用いて必要に応じた洗浄を行う。

b) 機体外面の塗装は，塗装面のはがれ，割れ，欠け，ひび，過剰皮膜等の状況がないかを十分検査する。その状態から劣化が非常に広範囲である場合，ペイントの厚さが全体的に過剰となっている場合及び部分的にはく離して塗装するよりも全面はく離して塗装するほうが経済的である場合は，全面はく離する。

c) 機体内面は，特に不良の箇所及び要点検箇所だけを部分的に，はく離除去する。

d) 塗装はく離を行う場合は，常にエンジンの吸入，排気の開口部，静圧口，ピトー及びベントの開口部，アクリル及び強化プラスチックの表面，脚，ホイール，タイヤ並びに露出している配線や配管等のような部分は，ペイント・リムーバによる悪影響を防ぐための保護処置を講じなければならない。

e) 洗浄及び塗装はく離後の排水孔等は，点検し，良好に保たなければならない。

6.2 洗浄後の検査　部品及び構造部の老朽，損耗，腐食，変形等の目視検査を行う。

7. 修理

7.1 実施に関する一般事項

7.1.1 処理要領

a) 不具合対策

1) 検査の結果，発見された不具合箇所について，対策の対象となるものには不具合箇所対策表を作成するものとする。

なお，技術部門または設計部門による対策が必要な不具合に対しては，監督官の確認を得た後実施する。

2) 検査の結果，飛行安全に直ちに影響を与えない不具合等で，この仕様書の基本作業として要求

がなく，部隊整備段階（C段階整備以下）で実施できるものは，原則として実施しないものとする。この場合，その不具合の場所等を記入した不具合箇所未処理記録を作成するものとする。

b) 改修等

該当する改修指示及び他の改修作業は機種別共通仕様書又は個別仕様書に示すとおりとする。

c) 航空機等不具合通知

海幕装備第５６２２号によって実施するものとする。ただし，普通ＵＲについては，監督官の確認を得て，その一部を省略及び適宜まとめて提出することができる。

7.1.2 部品材料の使用に関する基準

a) 交換部品

1) 交換部品は，特に監督官が承認する場合を除き，適用される所定の技術資料に基づき，技術刊行物に記載された該当部品番号のものを使用することを原則とする。

2) 交換部品がない場合には，監督官の確認を得てハイアッセンブリーを使うことができる。

b) 代用品

部品，材料等の代用に際しては，必要な資料を提出して監督官の確認を受けなければならない。

c) 標準部品の再使用

標準部品で再使用可能なものは，所要の寸度検査又は目視検査を行い，再生処理を行なって良品となったものは再使用することができる。ただし，ロックワッシャー，セルフタッピング・スクリュー（MS33749, MS35333, MS35790 等）に限り新品を使用するものとする。

7.1.3 部品材料の取扱い及び交換基準

a) セルフ・ロッキング・ナット

セルフ・ロッキング・ナットの使用限界と用法については，MS33588 及び１０類１Ｔ第０００３号の規定によるほか，次の各号に示す重要箇所に属するセルフ・ロッキング・ナットで取外したものは，原則として新品と交換する。ただし，1)項のものは必ず新品と交換しなければならない。また，取外したもののうち，良品と判定されたものは，他の箇所に再使用することができる。

1) 操縦系統，エンジン・コントロール系統，燃料コントロール系統のリンケージ，アタッチメント等。

2) ナット座面と締め付け部材との間の相対的回転運動によって，ナットをねじ戻す力が作用する箇所。

3) 構造上１本のボルトに大きな荷重が集中してかかる締め付け部。

4) 機体の振動等のため，従来ナットの緩みが，たびたび発見されている箇所。

5) 緩んだ場合，ジェットエンジン，ガスタービン・エンジン等の空気取り入れ口に吸い込まれる恐れのある箇所。

6) 上記以外で部隊整備のためナットの着脱が頻繁で，かつ作業が容易でない箇所。

b) クレビス・ボルト

締め付けるためにクレビス・ボルトが使用されていて，スペーサー及びボールベアリング，ハブ等を必要とする箇所には，クレビス・ボルトに代えて６角ボルトを使用することができる。ただし，この場合，MS33588によるセルフ・ロッキング・ナットが使用されている箇所を除き，キャッスル・ナットを使用しなければならない。

c) 安全線

特に規定されたもののほか，MS20995に規定された耐食鋼線を使用し，かけ方は，MS33540及び１０類１Ｔ第０００３号又はその航空機の技術刊行物に規定された方法で実施する。

d) コッター・ピン

MS24665 に規定された耐食鋼を使用する。

e) ボール・ベアリング及びローラー・ベアリング

1) 飛行安全に直接関係のあるベアリング及び通常の分解で取外し得るベアリングは，取外し，NA-01-1A-503及びその航空機の技術刊行物に準拠して検査を行わねばならない。

2) 良態であって再使用可能なものは，可能な範囲で洗浄，給油を行い保存の処置をしなければならない。

3) 取外さないベアリングは，取付けたまま腐食，摩耗，給脂の状態及び油脂の変質，劣化に関し目視検査を行い，再使用可能なものは，そのまま給脂する。

4) ベアリングの洗浄に当たっては，水蒸気，クロリネーデット・ハイドロ・カーボン等を使用しなければならない。

f) ブッシング

ブッシング交換を行った場合には，リーマー仕上げを行って内径寸度を適合させねばならない。

g) リベット

１０類１Ｔ第０００２号及び１０類１Ｔ００００３号に定められている要領によって実施する。

1) エキスプロージョン・タイプのリベットは，燃料セル，オイルタンク等のトラップガスの存在の恐れがある部分には使用してはならない。

2) ハイ・シヤ・リベット及びロック・ボルトの使用は，技術資料等に定められているところによる。

h) プラスチック・エンクロージャー

透明プラスチック・エンクロージャー，キャノピー等の検査は，監督官の確認した基準によって実施し，修理はNA-01-1A-12の要領によって実施する。強化プラスチック，積層ガラスの加工，修理及び保全に関しては，所定の技術資料による。

i) 配管（Tubing）及びホース・アッセンブリー

1) 配管とホース・アッセンブリーは次による。

1.1) 製作，修理，試験，洗浄，検査については，１０類１Ｔ第０００３号及びNA-01-1A-20による。

1.2) 機種別共通仕様書又は個別仕様書に定めた交換品目は，交換する。交換するための寿命の識別は，MIL-STD-1247及びNA-01-1A-20による。

1.3) 交換しないホースで，取外したものは洗浄のうえ，検査を実施する。

1.4) 取外さないホースは，そのままの状態で検査を行う。

1.5) ホースの防せいは，所定の技術資料による。

2) 作業中全てのラインの開口部に異物が侵入しないようNA01-1A-17に従って処置するものとする。

j) シール，インシュレーション，グロメット等の変形，衰耗，ゴムの老化変形等を検査し，不良のものは交換する。

k) 配線類

配線類の取扱い，識別等は，MIL-W-5088及びNA-01-1A-505による。

l) 各種配線類の標識

不鮮明な標識等は，必要に応じて交換する。

m) 機能部品

1) 海幕装備第５６２２号にオーバーホール間隔基準が指定されており，その時期に達しているものは，原則として再延長の規定限度まで交換しない。

2) 機能部品を修理する場合の見積費用が，修理用小部品の価格，修理費等で本体価格の６５％を基準としてそれ以上を要する場合には，監督官の確認を得て交換することができる。

7.1.4 特殊工程

a) 非破壊検査

1) 機種別共通仕様書又は個別仕様書に規定する部品は，それぞれの非破壊検査を１０類１Ｔ第０００１号に示された要領に従い行う。

2) 機種別共通仕様書又は個別仕様書で非破壊検査を要する品目と定められたもののうち，検査に合格したものは，合格の証拠を示すスタンプ，色等による識別を付さねばならない。

3) 検査合格の識別を明確にできないものは，装備前に検査を行う。

b) 表面処理

1) 陽極処理等の表面処理を行う場合には，MIL-S-5002 による。

2) ペイント・フィニッシング等塗装は腐食を除去し，１０類１Ｔ第０００５号及びその航空機の技術刊行物に従って，腐食部分を除去し，修理を行う。不具合のシーラントは除去し，所定の技術資料によって，交換又はリシールを行う。上塗りをする場合には，塗る前に MIL-C-81907 に従って表面の密着性をよくし，表面処理をし，プライマーを塗れるように砂磨き(Scuff-sand)する。再塗装する場合には，余剰ペイント，ペイントリムーバの残り，有機土，ワックスの残り，汚れ等を除去するため，適用文書に従って関係部分を洗浄する。

外部表面への仕上げ塗装は，MIL-C-81907，MIL-F-7179，MIL-C-18263，海自達第１１９号及び承認図面等による。内部表面への再塗装は MIL-C-8779，MIL-F-7179 及び適用図面等による。

3) 溶接，熱処理等については，所定の技術資料によるものとする。

7.1.5 その他

a) 所要トルク

個別の技術資料に特に示されている場合を除き，修理作業に関係があるハードウェアのトルク値は，１０類１Ｔ第０００３号に規定するところによる。

b) 許容公差

規定の公差を越える場合で，追補公差を新たに設定する必要がある場合には，技術刊行物改定要求書等で処理する。ただし，軽微な項目については，監督官の確認によって技術刊行物改定要求書を省略することができる。

c) 作動油の汚れの管理は，海幕装備第５６２２号，１０類１Ｔ第２１９号，NA-01-1A-17 及びその航空機の技術刊行物によって実施する。

7.2 各部の作業

7.2.1 機体各部の作業 機種別共通仕様書又は個別仕様書に示す要領に従って実施する。

なお，エンジンについては，原則として検査・修理は行わない。

7.2.2 機体構造部及び構成部品の修理

a) すべての構造修理は，１０類１Ｔ第０００２号，１０類１Ｔ第０００３号及びその航空機の技術刊行物等によるほか，監督官の確認した要領による。

b) 構造部，同構成部の交換部品の在庫があり，これを使用したほうが定期修理の工程上合理的な場合には，交換することができる。

7.2.3 機能部品 次の各号によるほか，機種別共通仕様書又は個別仕様書の定めるところによる。

a) 機能部品の作業種別及び記号等は，次のとおりである。

ＴＲ 機能試験（[1]）を行い，不良の場合は交換する。

ＣＲ ベンチ・テスト（[1]）を行い，不良の場合は交換する。

ＴＣＲ 機能試験（[1]）を行い，不良の場合は取り外してベンチ・テスト（[1]）を行い，不良の場合は交換する。

ＴＥ 機能試験（[1]）を行い，不良の場合は取り外してベンチ・テスト（[1]）を行い，不良の場合は修理する。

ＣＥ ベンチ・テスト（[1]）を行い，不良の場合は修理する。

ＯＥ 取外し分解のうえ，シール類を交換し組立のうえ，ベンチ・テスト（[1]）を行う。

ＥＯ 取り外し分解点検のうえ，要すれば修理を行う。

注（[1]） この場合のベンチ・テスト及び機能試験とは，海幕装備第５６２２号による。

b) 作業記号ＴＥ，ＣＥ，ＥＯ及びＯＥについて，修理用小部品の入手に予期しない困難が発生し，監督官がやむを得ないと認めたものは，他の良品と交換することができる。

c) 官給品で機種別共通仕様書又は個別仕様書に規定されたものは，機体装備前にベンチ・テストを実施しなければならない。

d) 機能部品を修理した場合には，海幕装備第５６２２号に基づき，検査済み証を添付するものとする。

e) 作業記号ＴＣＲについて機能試験の結果，不良の状況が明瞭であるものについては，ベンチ・テストを行わず交換することができる。

f) ＣＲ，ＴＲ，ＴＣＲの部品で交換する補用品がなく，工程がストップする場合に限り監督官の確認を得て修理することができる。

8. 航空機の組立 関係技術資料のそれぞれの該当項目に従って行い，各系統の組立工程の調和を図り，結合作業等では無理，無駄がないように十分注意して確実に作業を実施しなければならない。

9. 組立後の動作試験 航空機の組立が完了し，所定の整備が終了したら，最終検査を各系統について実施し，作動状態と機能の状況を確認する。

10.　航空機の仕上げ

a)　すべての作業が完了した航空機に対して，内外面の塗装，標識の仕上げを実施する。

b)　所要の作業を終了した航空機に対して，ウェイト・アンド・バランスの測定，アライメント検査等を実施する。

c)　所要の作業を終了したら，所定の技術資料に基づいて漏水試験を実施する。

d)　所要の作業を終了したら，エンジンを運転し，所定の技術資料に基づいて運転検査及び各系統の機能検査を行い，すべての状態が規定の値を満足していることを確認しなければならない。

e)　前項までの作業が終了したら，搭載コンパスの自差修正場に移し，所要の調整を行い，その記録を作成する。

11.　飛行試験

11.1　社内飛行試験

a)　仕上げを終了した航空機は，それぞれの技術刊行物に準拠して，飛行前後の点検を行う。

b)　海上幕僚監部が別に定める実施要領に従い，飛行性能及び安全性の確認のため，地上試運転，地上滑走及び社内飛行試験を行う。

11.2　官飛行試験

a)　前項までの作業が終了した航空機に対して，海上幕僚監部が別に定める実施要領によって飛行試験を実施する。契約の相手方は，所要の地上整備支援を行う。

b)　官飛行試験後，試運転等に対して，契約の相手方は原則として立ち会うものとする。

12.　空輸準備等　官飛行試験又は社内飛行試験が終了し，所要の修正等が完了したならば，空輸の準備を確実に行うものとする。

附属書２　　電子機器，武器関係作業実施要領

目　次

1．　総則 ・・・

1. 総則

1.1 この附属書は，航空機定期修理のうち電子機器，武器関係に関する作業について定めるものである。

なお，ここに規定するもののほかは，附属書1 機体定期修理実施要領による。

1.2 検査の結果，発見された不具合箇所については，軽微なものを除き，不具合箇所対策表を作成し，監督官の指示によって処置する。

1.3 所定の技術資料は，引用文書に示すほか，次による。

a) 各電子機器，武器の取扱説明書

b) ELECTRONICS INSTALLATION INSTRUCTIONS

c) ELECTRONICS BENCH PRE-FLIGHT FLIGHT TEST INSTRUCTION

1.4 交換部品の使用，改修等を実施した電子機器の表示は，MHS-J-30701 による。

2. 作業要領

2.1 電子機器，武器の受入れ及び取外し 原則として機種別共通仕様書に定める，電子機器及び武器関係作業実施要領の範囲内で各機器に適合した方法で機体から取外し，次の項目について調査し，受入れ時，電子機器，武器状況調査表を作成し，監督官に提出する。

a) 構成，品目，型式番号及び数量

b) 外観・状況

2.2 取外した電子機器，武器の処理

2.2.1 取外した電子機器，武器 個別仕様書に修理を指定するものについては，原則として次による。

a) 搭載装備品来歴簿及び2.1で作成した調査表の写とともに機器修理会社へ引き渡す。

b) 機器の引渡し場所は，契約の相手方の工場とする。

c) 機器の返品先及び梱包については，機種別共通仕様書の定めるところによる。

2.2.2 保管する電子機器，武器 個別仕様書に保管を指定するものについては，原則として次の項目について検査し保管する。

a) 目視検査

b) 機種別共通仕様書に定めるベンチ・テスト

2.2.3 交話機等のチェックアンドリペア 次の各号によるほか，機種別共通仕様書又は個別仕様書に定めるところによる。

a) チェックアンドリペアの作業符号は，次のとおりである。

ＣＥ　ベンチテスト（1）を行い，不良の場合は修理する。

注（1）　この場合のベンチ・テストとは海幕装備第５６２２号による。

b) 修理用予部品の入手に予期しない困難が発生し，監督官がやむを得ないと認めたものは，他の良品と交換することができる。

2.3　取外しを行わないものに対する処置　取外しを行わない取付け台，取付け板，空中線，付属品等は，原則として，機体に装備されたままの状態で清掃手入れを行い，次の項目について検査する。

a) 取付け台及び取付け板

1) 目視

2) 必要のあるものは防振作用

b) 空中線

1) 目視

2) 導通

3) 絶縁及び接地

4) 必要あるものは電圧定在波比（ＶＳＷＲ：VOLTAGE STANDING WAVE RATIO)

c) 付属品

1) 目視

2) 必要あるものは導通，絶縁，耐圧

2.4　官給電子機器，武器の処置

2.4.1　受領時の検査　個別仕様書に官給を指定されたものについては，契約の相手方の工場において受領し，次の項目について検査する。

なお，各機器の構成，品名，型式番号及び数量に異なるものがある場合には，監督官の指示によって処置する。

a) 構成，品目，形式番号及び数量

b) 外観状況

2.4.2　受領後のベンチ・テスト　機種別共通仕様書に定めるベンチ・テストを実施し，成績書を作成する。

2.5　装備　2.2.2,2.2.3及び2.4でベンチ・テスト等の結果良好と認められた各機器は，ELECTRONICS INSTALLATION INSTRUCTION及び取扱説明書によって正しい手順で装備する。

2.6　地上作動試験　装備が完了した電子機器に対して，次の項目について地上作動試験を行い，

成績書を作成し，監督官に提出する。(ただし，武器は e) のみ。)

a) 目視

b) 入力電源（電圧，周波数等）

c) 雑音

d) 相互干渉

e) 機種別共通仕様書に定める地上作動試験

2.7 飛行試験 試験を実施する機器及び試験項目については，海上幕僚監部が定める実施要領による。